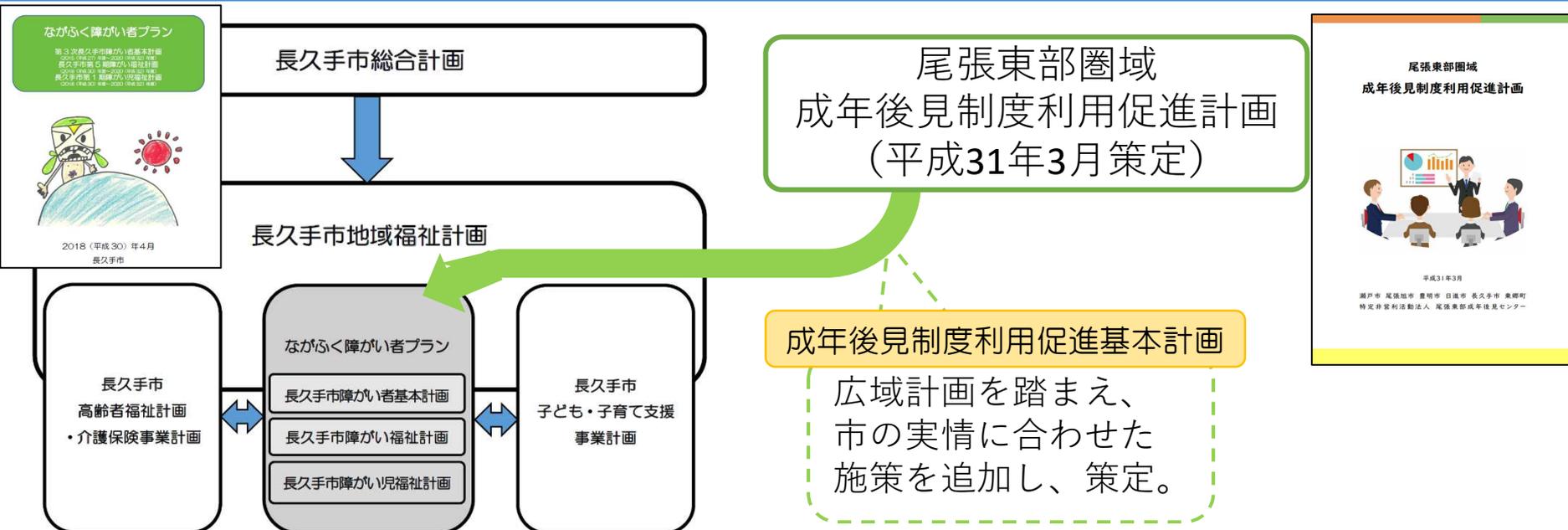


第4次長久手市障がい者基本計画 重点施策（案）について

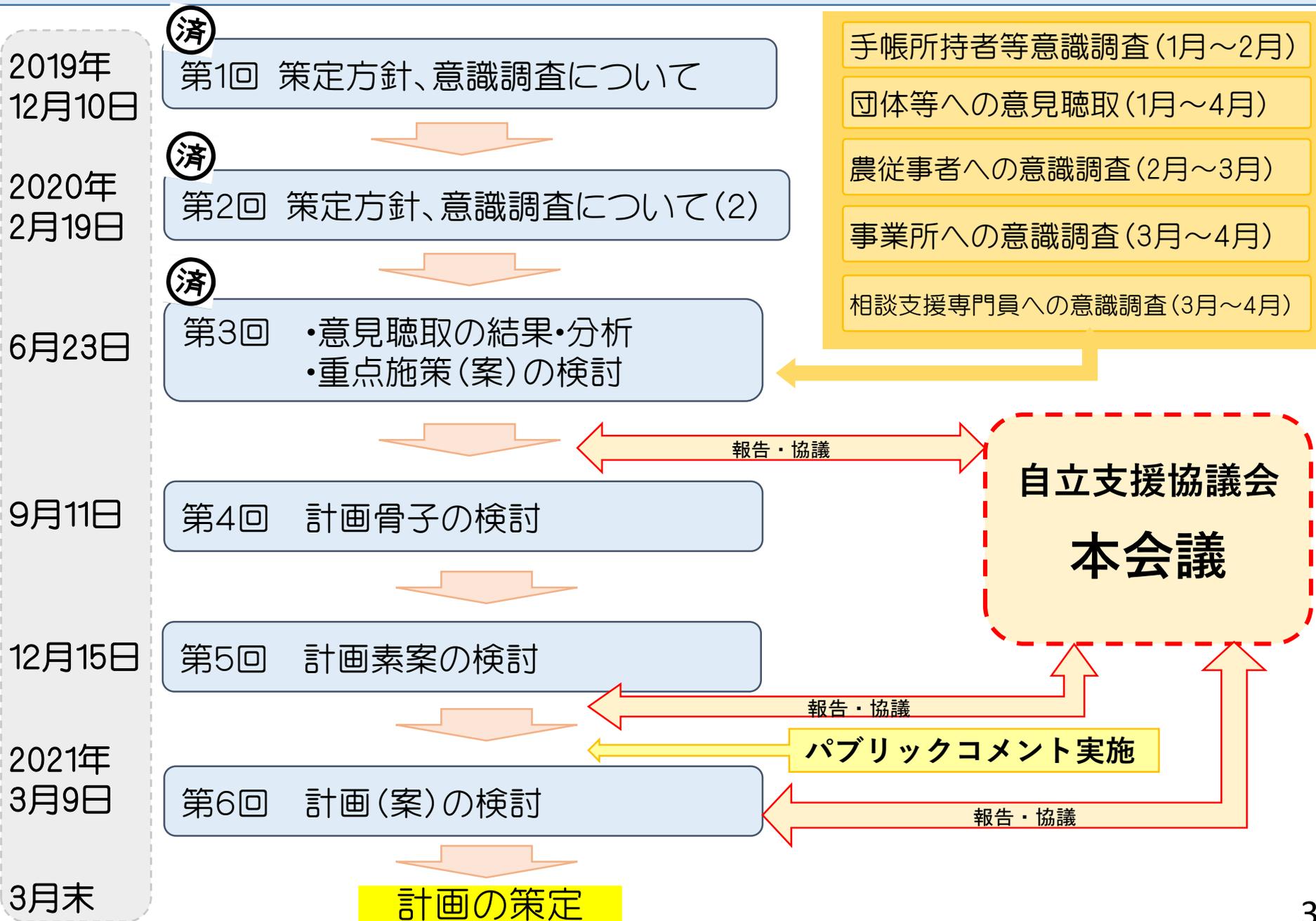
令和2年7月31日（金）
長久手市福祉部福祉課
子ども部子ども家庭課

長久手市障がい者基本計画等の概要

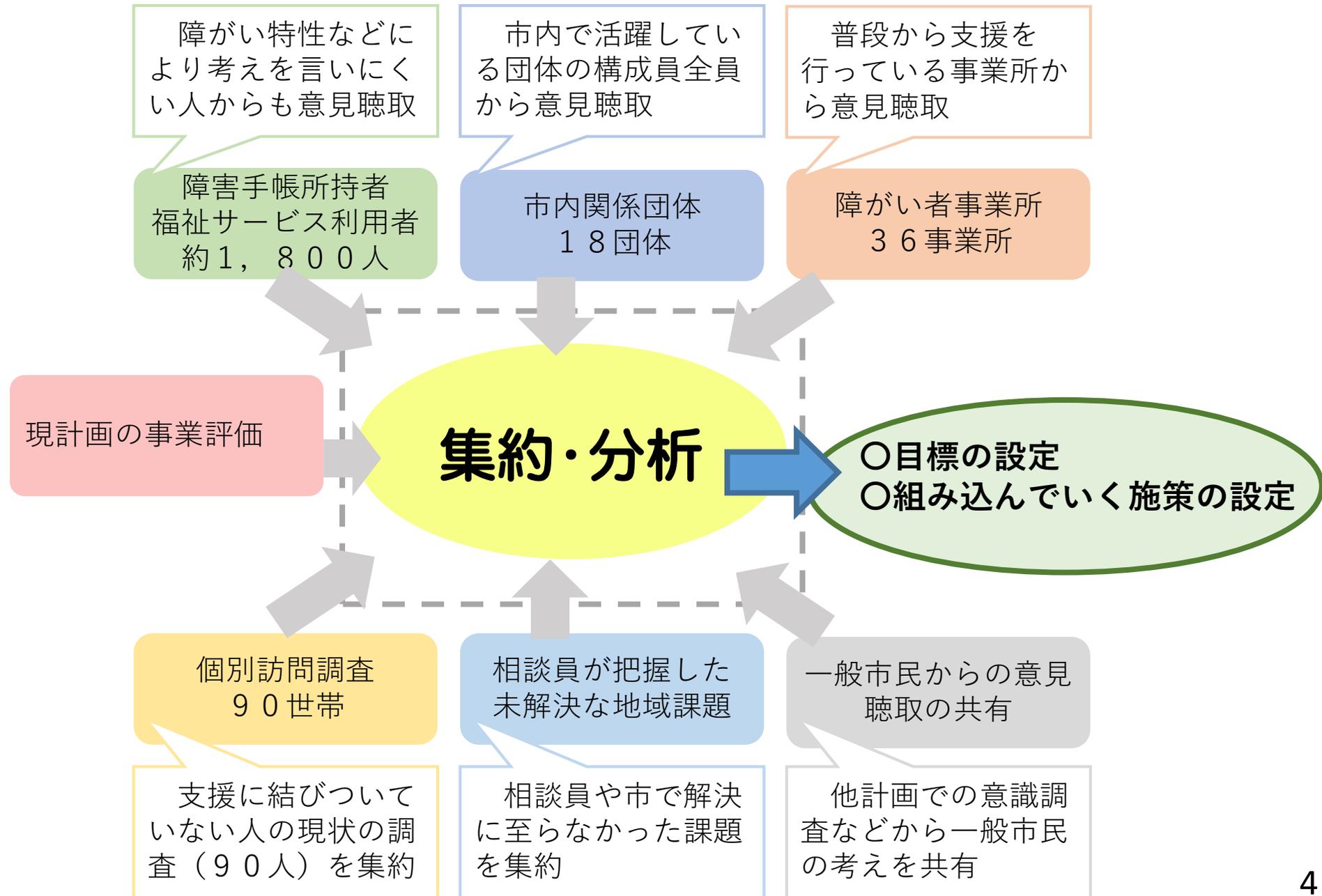
- 1 第4次障がい者基本計画(障害者基本法第11条第3項)【6年】**
障害者の状況等を踏まえ、市における障がい施策に関する基本的な計画。
- 2 第6期障がい福祉計画(障害者総合支援法第88条)【3年】**
国の基本的な指針に即して障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成する計画。
- 3 第2期障がい児福祉計画(児童福祉法第33条の20)【3年】**
国の基本的な指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画。
- 4 成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項)**
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画。



第4次障がい者基本計画の策定のスケジュール



第4次障がい者基本計画の意見聴取



第3次障がい者基本計画の重点施策（15施策）一覧

令和2年6月23日にて計画策定部会にて、現計画（2015～2020）の評価を実施。いずれの事業も「目標どおりに進捗している。」と評価された。

① グループホーム整備への支援	⑨ 就労支援コーディネーターの設置
② グループホームの体験利用の促進	⑩ 市役所での就労体験の実施
③ 基幹相談支援センターの設置	⑪ 支え合いマップづくり
④ 個別訪問調査の実施	⑫ 障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供
⑤ 乳幼児期からの療育支援体制の整備	⑬ 移動支援の支援員の人材育成
⑥ 各保育園等への巡回相談	⑭ 成年後見制度の普及啓発及び理解促進
⑦ スクールソーシャルワーカーの設置及び関係機関との連携強化	⑮ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備
⑧ 農業を活用した雇用機会の拡大（農福連携）	

第4次障がい者基本計画の意見聴取から抽出された課題・想い

課題・想い		課題・想い	
1	障がいの特性の理解・啓発（住民・事業所・職場・学校・店舗）	25	混ざって過ごし、障がいを知ってもらう（子ども・就労・地域）
2	連携（学校、医療機関、権利擁護、不動産）	26	公共交通機関への助成・支援
3	人材の不足（研修・募集）	27	中高生への支援（就労・能力）
4	移動支援の人材・支援・サービス	28	財政的な伸び・扶助費の割合の増加
5	専門職の不足	29	事業所以外での居場所が少ない（地域の居場所）
6	グループホームが足りない	30	既存の事業との連携（一般市民向けのもの・集会所）
7	同類型の事業所との連携	31	手話通訳者の利用促進・啓発
8	金銭管理の対応を希望・必要としている	32	大学・大学生との連携
9	日常生活自立支援事業の認識不足	33	個人情報保護法の壁、情報の共有が困難
10	成年後見制度の認識不足	34	普段からの交流・混ざって知る機会
11	診断がつかない場合の療育支援の場	35	市民に様々な特技がある人があり、その技能の登録が必要
12	親への支援（接し方・悩みの対応・親同士のつながり）	36	ボランティアの養成・マッチングが必要
13	早期療育の情報提供	37	自立訓練や自立生活援助の資源がない
14	就労に係る会社支援・本人の相談対応	38	入浴できる施設がない
15	就労訓練できる場の支援	39	重症心身障がい者を支援できる場所・人がいない
16	ヘルパーの養成（人数・対応できるケース、医療的ケア）	40	地域との連携やキーパーソンが分からない
17	生まれてからの一貫した支援体制（現在以上の連携）	41	虐待への対応基準が分かりにくい・マニュアルがない
18	短期入所が足りない（共生型、グループホーム併設）	42	相談支援員の余力がないため、手が届かない部分がある
19	保育所の受け入れ・療育支援・保育園等の加配	43	課題・資源を吸い上げられる手法が少ない
20	災害時の医的対応・個別計画・福祉避難所・施設整備	44	強度行動障害・高次脳機能障害（特性・支援の勉強）
21	公共施設内のバリアフリー（坂・エレベータの広さ等）	45	医療的ケアにおける支援が必要な人の考え方・支援方策
22	団体・支援機関の情報の分かりやすい周知	46	賃貸を借りる保証人がいない、不動産との連携
23	事業所の周知・見学の機会・情報提供	47	農福連携の認識不足、農側の障がい者への不安感解消
24	自ら声をあげられない人へのアウトリーチ・支援	48	地域の住民との協働（見守りの連携）

① アウトリーチの実施・支援

- ・ サービスに結び付いていない人への訪問調査の実施・学校卒業後、支援が届いていない人へのアプローチ
- ・ 支援が必要だが、届いていない人への支援の実施

② 早期療育に向けた 支援体制の充実

- ・ （子どもの発達について）気軽に利用できる相談窓口
- ・ 専門職による相談体制の充実、早期療育へのつなぎ
- ・ 親子の関わりや保護者同士の交流の場の充実

③ 一貫した支援体制

- ・ 乳幼児期から将来を見据えた一貫した相談体制
- ・ ライフステージによって変化する関係機関との情報共有

④ 就労への支援

- ・ 就労支援コーディネート事業による就労支援
- ・ 市役所等による体験訓練

⑤ 地域の共生

- ・ 障がいに関する地域（住民・事業所・企業）の理解の促進・人と事業所等の交流
- ・ 日常生活自立支援事業・成年後見制度等が利用しやすい意識の醸成

⑥ 医療的な対応を 必要としている人への支援

- ・ 医療行為を必要とする人の現状確認
- ・ 必要としている支援の確認・対応
- ・ 緊急時の支援整備

⑦ 災害時の障がいのある人への対応

- ・ 災害時における必要な支援の確認
- ・ 災害時等のための情報集約